平成２３年（フ）第８０３号
川崎市宮前区犬蔵３丁目５番１―513号　市営住宅
債務者　圖目　明夫
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０７号
川崎市多摩区西生田３丁目４番21号　コート・デ・プリマベーラＢ―101
債務者　鈴木　秋弘
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８１７号
川崎市高津区明津154番地１　第１シャトー岸103、前住所川崎市高津区明津229番地ラ・モーレ山田103
債務者　古舘　弘章
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２０号
川崎市川崎区新川通11番13―201号　シティコープ川崎
債務者　木村喜代春
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
愛知県知立市谷田町本林１丁目13番地８　サンハイツ稲垣203号
債務者　神谷　保徳
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月20日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
岡山県津山市院庄837番地
債務者　森内　由樹
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１６０号
岡山県美作市滝484番地
債務者　花田美代子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第８８号
千葉県千葉市中央区長洲２丁目９番７号
破産者　西山茂樹こと　趙　　茂樹
1　決定年月日　平成24年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９６号
千葉市中央区松ケ丘町33番地１
破産者　株式会社三友建設
1　決定年月日　平成24年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４２号
広島市安佐南区緑井２丁目24番10―106号
破産者　被相続人内田次男相続財産
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
東京都小金井市中町２丁目10番７号、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目８番24号田中ビル
破産者　山口　　順
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８３５号
東京都西東京市東町５丁目９番地４号
破産者　有限会社キャンベル
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８３７号
東京都東久留米市中央町３丁目23番16号
破産者　金巻タキ子
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７８号
東京都八王子市明神町４丁目７番15号
破産者　株式会社グッドウィル
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４１４号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地５―６―307
破産者　竹内延幸こと　タケウチ　メルヴィン　ノブユキ
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３５５号
神奈川県綾瀬市早川城山５丁目13番地17号
破産者　有限会社マルショー
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８９号
神奈川県厚木市旭町４丁目12番24―203号
破産者　株式会社光重送
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３号
山梨県都留市戸沢306
破産者　有限会社ハヤト
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係